

宇治市公報

宇治市宇治琵琶33
発行 宇治市
総務・市民協働部
総務課
電話 22-3141番
印刷 宇治市横島町吹前123-4
（南山城複写センター）

目次

告 示

- 告示第71号 市道路線の区域の変更……………（建設総務課）…2

公 告

- 公告第28号 宇治農業振興地域整備計画の軽微な変更
……………（農林茶業課）…2

農 業 委 員 会

- 公告第6号 農業委員会定例総会の招集……………2

公 営 企 業

- 公告第17号 宇治市排水設備指定工事業者の指定の取消し…2

告示

宇治市告示第71号

市道路線の区域の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、市道路線の区域を次のように変更します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和5年7月7日から14日間

令和5年7月7日

宇治市長 松村 淳子

路線名	区間	前後別	幅員 (m)	延長 (m)	備考
谷道線	五ヶ庄野添26番地 五ヶ庄野添27番地 ・28番地合併	前	7.9 ～9.5	28.0	
		後	7.9 ～8.9		
	五ヶ庄野添26番地 五ヶ庄野添27番地 ・28番地合併	前	7.9 ～9.5	28.0	
		後	7.9 ～8.9		

公告

宇治市公告第28号

宇治農業振興地域整備計画の軽微な変更について

宇治農業振興地域整備計画について、農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和44年政令第254号）第10条の規定に該当する軽微な変更をしたので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により公告し、同条第2項の規定により当該宇治農業振興地域整備計画に係る変更後の宇治農業振興地域整備計画書を次のとおり縦覧に供します。

令和5年7月7日

宇治市長 松村 淳子

1 縦覧期間

令和5年7月7日以後、常時備え置くこととします。

2 縦覧場所

宇治市産業観光部農林茶業課

農業委員会

宇治市農業委員会公告第6号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定により、第37回宇治市農業委員会定例総会を、次のとおり招集します。

令和5年6月22日

宇治市農業委員会

会長 吉田 利一

開会日時 令和5年7月5日 13時30分

開会場所 宇治市役所 8階 大会議室

付議事項 1 農地法第3条の規定による許可申請に係る承認について

2 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の承認に

ついて

3 宇治農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

4 専決事項の報告

5 その他

(揭示済)

公営企業

宇治市上下水道事業公告第17号

宇治市排水設備指定工事業者の指定の取消しについて

宇治市排水設備指定工事業者規程（平成24年宇治市水道事業管理規程第7号）第11条第1項の規定により、次に掲げる宇治市排水設備指定工事業者の指定を取り消しましたので、同規程第16条第1項の規定により公告します。

令和5年7月7日

宇治市長 松村 淳子

指定番号	指定工事業者名
第102号	中村商会